

レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定について

1 趣旨

(1) 請求省令の改正

平成 23 年度から、診療報酬の請求方法を原則として電子化するという方針の下で、手書き・高齢などの理由により電子化対応が困難である医療機関、薬局に対し配慮する観点から、診療報酬請求の方法及びその例外措置等を定めるべく請求省令^(※1)を改正するもの。

(2) 告示の制定

本年 5 月の省令改正^(※2)により、診療報酬請求に係るオンライン義務化期限を猶予されている医療機関等について、電子化対応の具体的な義務化期限を、厚生労働大臣告示^(※3)により定めるもの。

※1：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）

※2：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 110 号）

※3：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第 4 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件

2 告示及び改正省令の概要

(1) 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の概要

- ① 診療報酬の請求方法について、電子レセプトによる請求を原則とし、オンライン請求のほか電子媒体による請求も可能とする。

【第 1 条の改正】

<理由>

オンライン請求のほか電子媒体請求による請求であっても、医療保険事務の効率化、医療の質の向上等の政策目標が達成されるため。

- ② 手書きで診療報酬請求を行う医療機関・薬局について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を免除する。

※ これらの医療機関・薬局については、電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めるものとする。

【第5条の新設】

<理由>

手書きの保険医療機関等の多くは、継続的に費用対効果が見合わないものであると考えられるため。

- ③ 常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65歳以上^(※)）の診療所・薬局（電子レセプトによる請求が可能な診療所・薬局を除く。）について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を免除する。

※ 年齢の判断の時点は以下の表のとおり。

対象となる保険医療機関等	判断の日
レセプトコンピュータを使用している薬局	平成21年4月1日
レセプトコンピュータを使用している医科診療所	平成22年7月1日
レセプトコンピュータを使用している歯科診療所	平成23年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

【第6条の新設】

<理由>

現在、電子レセプトによる請求を行っていない高齢の医師・歯科医師・薬剤師は、レセプトコンピュータ（レセコン）操作に不慣れであると考えられるため。

- ④ 電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間（リース期間等）が終わるまでの間の医療機関について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を猶予する。（最大で平成26年度末まで）

※ 改正省令の公布前にレセコンをリース又は購入した医療機関に限る。ただし、改正省令公布後にリース契約を延長した場合は、延長後の契約終了日（最大で平成26年度末）まで猶予する。また、購入したレセコンの減価償却期間が終

了した後も、当該レセコンについて保守管理契約が締結されている場合には、当該契約の終了日（最大で平成 26 年度末）まで猶予する。

※ 本来ならば平成 21 年 4 月に移行期限が到来していたが、本年 5 月の請求省令の改正により移行期限が猶予された、①電子レセプト対応のレセコン（レセプト文字データ変換ソフト（いわゆる「レセスタ」）を利用して電子レセプトを作成できる場合を含む。）を使用している病床数 400 床未満の病院、②レセコンを使用している薬局、については対象外。（ただし、移行期限が猶予された②の薬局のうち年間請求件数が 1200 件以下のものは、リース期間等の終了時まで（最大で平成 22 年度末まで）猶予する。）

※ リース期間等の終了後は、電子媒体又はオンラインによる請求のいずれかの請求方法を選択できる。

【附則第 4 条の改正】

<理由>

医療機関等が、レセコンの入替えに併せて円滑に対応できるようにするため。

⑤ オンライン又は電子媒体による請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関等について、例外的に書面による請求が認められるが、その事情を以下(ア)～(オ)のとおりとする。

(ア) 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの

(イ) レセプトコンピュータ販売業者、リース業者と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの

(ウ) 改築工事中、又は仮の施設で営業中であるもの

(エ) 概ね 1 年以内に廃止又は休止の計画を定めているもの

(オ) その他特に困難な事情があると認められるもの

※ 以上の(ア)から(オ)に該当する医療機関等は、請求の日の前までに、(ア)から(オ)に該当する旨の資料を添えて審査支払機関に届け出るものとする。ただし、(ア)、(イ)又は(オ)については、やむを得ない事情がある場合は、請求日当日に届出を行うことができる。この場合において、添付資料は事後において速やかに提出するものとする。

【附則第 4 条の改正】

<理由>

原則として事前に届出を行うことにより、オンライン又は電子媒体による請求が困難な事情がある医療機関等については、書面により請求を行っても診療報酬が支払われるようにするため。

- ⑥ 平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされている医科診療所等について、同年7月診療分（8月10日請求分）からオンライン又は電子媒体による請求に移行するものとする。

【附則第4条の改正】

<理由>

これらの対象機関が期限を迎える前に、本省令において決定する①から④の例外措置等を十分に周知する必要があるため。

(2)「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件」の概要
請求省令附則第4条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日を平成21年11月30日^(※)とする。

※ オンライン又は電子媒体による請求の移行期限を猶予されていた保険医療機関等（①電子レセプト対応のレセコン（レセスタを利用して電子レセプトを作成できる場合を含む。）を使用している病床数400床未満の病院、②レセコンを使用している薬局）は、本年12月診療分からオンライン又は電子媒体により診療報酬・調剤報酬請求することとなり、したがって移行期限終了後のオンライン又は電子媒体による初回の請求期限は1月10日となる。

3 施行期日

本年11月26日